

維持管理記録

令和8年度
クリーンセンター浄化ステーション
南部処理場

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号イに基づく事項

埋立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び量

旧谷（谷Ⅰ、谷Ⅱ、谷Ⅲを含む）については、昭和63年10月、新谷については、平成21年3月に埋立を終了したため該当なし。

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号ロに基づく事項

擁壁等の点検

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	R8.4.20											
点検結果	良											

当該点検の結果損壊するおそれがあると認められた場合の措置

措置を講じた年月日	措置内容

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号ハに基づく事項

遮水工の点検

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	R8.4.20											
点検結果	良											

当該点検の結果損壊するおそれがあると認められた場合の措置

措置を講じた年月日	措置内容

採取箇所・採取地点 月分	旧谷地下水(上)												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
採取月日	R8.4.8												—
結果月日	R8.4.14												—
電気伝導度	0.28												—
塩素イオン	9.1												—
アルキル水銀													検出されないこと
総水銀													0.0005mg/L以下
ガドリウム													0.003mg/L以下
鉛													0.01mg/L以下
六価クロム													0.02mg/L以下
ヒ素													0.01mg/L以下
全シアン(シアン化合物)													検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)													検出されないこと
トリクロロエチレン(TCE)													0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン(PCE)													0.01mg/L以下
ジクロロメタン													0.02mg/L以下
四塩化炭素													0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン													0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン													0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン													0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン													1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン													0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン													0.002mg/L以下
チウラム													0.006mg/L以下
シマジン													0.003mg/L以下
チオベンカルブ													0.02mg/L以下
ベンゼン													0.01mg/L以下
セレン													0.01mg/L以下
1, 4-ジオキサン													0.05mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)													0.002mg/L以下

採取箇所・採取地点 月分	旧谷地下水(下)												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
採取月日	R8.4.8												—
結果月日	R8.4.14												—
電気伝導度	2.0												—
塩素イオン	560												—
アルキル水銀													検出されないこと
総水銀													0.0005mg/L以下
ガドリウム													0.003mg/L以下
鉛													0.01mg/L以下
六価クロム													0.02mg/L以下
ヒ素													0.01mg/L以下
全シアン(シアン化合物)													検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)													検出されないこと
トリクロロエチレン(TCE)													0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン(PCE)													0.01mg/L以下
ジクロロメタン													0.02mg/L以下
四塩化炭素													0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン													0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン													0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン													0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン													1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン													0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン													0.002mg/L以下
チウラム													0.006mg/L以下
シマジン													0.003mg/L以下
チオベンカルブ													0.02mg/L以下
ベンゼン													0.01mg/L以下
セレン													0.01mg/L以下
1, 4-ジオキサン													0.05mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)													0.002mg/L以下

③ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条による測定結果

浸出水処理設備の放流水のダイオキシン類の測定結果

放流水を採取した位置	放流水を採取した年月日	測定結果の得られた日	測定結果 (単位:pg-TEQ/L)	基準値 (単位:pg-TEQ/L)
処理水				10pg-TEQ/L以下

最終処分場の周縁の地下水のダイオキシン類の濃度測定結果

地下水を採取した位置	地下水を採取した年月日	測定結果の得られた日	測定結果 (単位:pg-TEQ/L)	基準値 (単位:pg-TEQ/L)
新谷地下水 (上)				1pg-TEQ/L以下
新谷地下水 (下)				
旧谷地下水 (上)				
旧谷地下水 (下)				